

# 第 11 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 19 年 12 月 13 日 (木曜日)

## 議事日程

平成 19 年 12 月 13 日 午前 9 時 30 分開議

### 1. 開議宣告

#### 1. 議事日程の報告

##### 日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
1 1	1 6	椎木 学	1. なぜ今、分庁方式か？ その周知方法は？
1 2	1	近藤 大介	1. 西部広域行政管理組合での入札妨害事件について
1 3	4	遠藤 幸子	1. 地域を支える人づくりについて
1 4	1 4	岡田 聰	1. 医療・介護サービス向上について 2. 教育改革関連三法案の成立でどう変わるか

## 本日の会議に付した事件

### 1. 開議宣告

#### 1. 議事日程の報告

##### 日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
1 1	1 6	椎木 学	1. なぜ今、分庁方式か？ その周知方法は？
1 2	1	近藤 大介	1. 西部広域行政管理組合での入札妨害事件について
1 3	4	遠藤 幸子	1. 地域を支える人づくりについて
1 4	1 4	岡田 聰	1. 医療・介護サービス向上について 2. 教育改革関連三法案の成立でどう変わるか

---

**出席議員（20名）**

1番	近藤大介	2番	西尾寿博
3番	吉原美智恵	4番	遠藤幸子
5番	敦賀亀義	6番	森田増範
7番	川島正寿	8番	岩井美保子
9番	秋田美喜雄	10番	尾古博文
11番	諸遊壊司	13番	小原力三
14番	岡田聰	15番	二宮淳一
16番	椎木学	17番	野口俊明
18番	沢田正己	19番	荒松廣志
20番	西山富三郎	21番	鹿島功

---

**欠席議員（1名）**

12番 足立敏雄

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 諸遊雅照                      書記 …………… 沢田美穂

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ……………	山口隆之	副町長……………	田中祥二
教育長 ……………	山田晋	教育委員長 ……………	小原康正
大山支所長 ……………	河崎博光	中山支所長 ……………	福田勝清
総務課長 ……………	田中豊	企画情報課長 ……………	小谷正寿
住民生活課長 ……………	後藤透	税務課長 ……………	野間一成
地域整備課長 ……………	押村彰文	農林水産課長 ……………	池本義親
水道課長 ……………	小西正記	福祉保健課長 ……………	戸野隆弘
人権推進課長 ……………	近藤照秋	教育次長……………	狩野実
社会教育課長 ……………	麴谷昭久	幼児教育課長……………	高木佐奈江
観光商工課長 ……………	福留弘明	大山振興課長……………	斉藤淳
診療所事務局長……………	中田豊三	農業委員会事務局長…	高見晴美

---

**午前9時30分 開会**

**開議宣告**

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。それでは本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。16番、椎木学君。

**○議員（16番 椎木学君）** 議長に、あっ、町長に質問よろしくお願ひいたします。

今、なぜ今、分庁舎方式か、とともにその周知方法は、ということで質問をしたいと思ひます。

3町合併にあたりまして、2年間にわたりまして、新町のあり方が協議されました。名前は大山町、本所は名和、支所は大山、中山でその形態は支所完結型の総合支所の前提で合併して、現在に至っております。この3点に関しましては、私は他の合意事項より重く、合併条件の基本的な3本柱とも言えるのではないかと、わたしは認識しております。そして多くの町民もそのように理解していると聞いております。

広報だいせん12月号の行政改革案の中で行政組織、機構の見直しとして分庁方式の20年度実施が提案されています。

しかし、合併条件の前提が、広報紙に掲載されています理由で、分庁方式変換への理由付けになるのか、職員の意見、あるいは職員の削減等広報紙には載っております。それらの理由が分庁方式変換への理由付けになるのか、また新町の総合窓口課の形態、業務内容、人員数などはどうなのか、紙面からは説明不足が否めないとの感じがあります。

また、町民の皆さんの説明会も何回かするというふうに記載してあります。2年間の時間を費やして決めた事柄を3カ月、実質は2カ月というふうになると思ひますが、住民の合意形成が得られるのか、私は疑問に思ひます。すなわち3カ月間の不十分になるであろう周知の合意形成が、2年間の合併協議に勝るのか疑問であります。町長の見解を質したい。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。それでは、椎木議員さんの「なぜ今、分庁方式か？その周知方法は？」というご質問に答弁をさせていただきます。

昨日、諸遊議員さんのご質問でも答弁で申し上げましたように、中山・名和・大山の旧町それぞれ3町が、単独では生き伸びることが出来ないと判断をし、新しい「大山町」となったわけではありますが、現時点での財政推計をお示しをしましたように、先行きならぬ状況が見えてきている段階で、早め早めの対応が大変重要と考えておるところであります。

合併協議での合意事項は十分認識はしてはおりますが、合併後3年近くにわたる町政運営を進めてきている中で、国からの税源移譲や地方交付税の配分が人口の多い都会に集中し、その結果として、今後数年のうちに町が破綻してしまう、そういった状況も見えてきている、そんな現実であります。これは、合併計画の財政推計のとおり、事業を進めていけばという前提であります。このような状況を見無視するような行

財政運営を今後も推し進めるということは、行政のトップとしてもまた議員各位に置かれましても、許されるべきでないと考えておるところであります。

さて、総合支所方式についての問題点であります。窓口業務は別として、1つの業務を本庁や支所で、それぞれ3人の職員が携わってきていることや、また本課と支所の課との連携がうまくとれない部分があったり、そういった中で結果として町民の皆さんに迷惑をかけてしまう事例も出ておるのも現状であります。

昨年9月、議員さんで組織しておられます「議会行財政改革特別委員会」の第1次報告においても、見直しをするようにという指摘をいただいているところでもありますし、また直接業務を行っている職員へのアンケートの調査によりまして、多くの職員から今の組織・機構の見直しをすべきであるという意見をもらっているところでもあります。問題点は早く改善すべきものと私も考えたところでもあります。

健全な行財政運営を目指す具体的な改革の方法として、町民に対して示すべき第1番目が職員の削減だと判断をいたし、早期退職者を募ったところでもあります。職員の削減による組織の見直しは当然必要なことと考えておりますし、町民や議会議員の皆さんに改革の必要性を理解していただくための施策として、重要なポイントと考えているところでもあります。

説明不足ではないかというご指摘でございます。先般の広報12月号にもこの内容を掲載させていただきましたし、また11月開催の区長会においても説明をさせていただいております。今後も、中海テレビの3チャンネルでの放映やホームページへの掲載、また、住民説明会などを開催し、町民の理解を得ながら改革を進め、健全な町づくりに努めていきたいと考えているところでもあります。以上であります。

**○議員（16番 椎木 学君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 椎木学君。

**○議員（16番 椎木 学君）** 答弁、ありがとうございます。先ほどの町長の答弁で、あの、合併協定協議書のすべてを実行すべきでないということは、わたしも十分承知をしております。現況に合わせて、財政状況を見ながらするのは当然のことです。ただ、この例えば大山、名前は大山町、あるいは本所は名和というようなことは、わたしはこれは、あの非常に重要な事案でないかというふうな理解をしているわけです。この3点について、これは少なくとも町長の任期4年のうちは、全うすべきではないかと、で、組織の問題等聞いて町報にも書いてございます。またそれはあるとは思いますが、それは現在の与えられた条件の中で、町長の首長としての権限をもって、中で改革できないものかどうか、というか、ということが聞いてみたいというふうに思います。また、周知方法でございますけども、確かに情報提供する場は多くあると思いき、あの、説明を受けました。しかし、住民の意思を、多くの住民の意思をどのようにして吸い上げるのか、実際に町長の元に意見として吸い上げていく

のか、そこら辺がわたしはちょっと懸念するところでもあります。

それともう一つ、色々説明を十分に尽くしたから、住民合意が出来たであろうという前提に当然されるわけでございますけども、この仮に住民合意が不十分な状況であっても、4月の1日から20年度から実施されるのかという点を3点、聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長

**○町長（山口隆之君）** 議長。椎木議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の、合併協議で決定された重要なことについては、わたしの任期1期4年のうちは、変えるべきではではないのではないかと、そういうご質問でございました。わたしは、全くそういうふうな考え方は持っておりません。少なくとも、私は新しいまちづくりのために、住民の皆さんと作り上げた計画をいかに継続的に新しい町として取り組んでいき、活性化ある大山町にしていくかというのが、わたしの使命だというふうに思っております。

そういった中で、2年間合併協議の中で委員の皆さんのご意見をいただきながら、作った計画ではありますが、それはやはりその場ではまだ分からなかったこと、完璧なものではないとある意味では思っております。皆が新しい取り組みに取り組む中で、きちっとした先が見据えて出来た計画と、取り敢えずまだ不確定な部分はあるけれど、まず大局の中で新しいまちづくりということで、お互いにこの方向で進もうじゃないかということで、合意した部分、様々な課題があるであろうと思っております。そういった中で実際に合併をし、まちづくりを進めていく中で、その中で出てきた課題、やはり問題点が生じてきた部分、そういった部分はやはりその都度いい方向に改善をし、そして継続的な持続的なまちづくりにつながるように取り組んでいく、このことがわたしの責任でもあり、また議員の皆さん方のそういった役割もあるというふうに思っておるところであります。

そういった中で何点かこれまでも合併協議で決められたことについて、住民の皆さんにお諮りをしながら、あるいは議会に提案をしながら、変更し取り組んできた課題もあっておるのもご承知いただいていることだと思っております。で、特に今回の組織の見直しということでもありますけれども、実際に総合支所方式、支所完結型という形での運営ということでの取り組みをしてまいってきておりますけれども、現実的にはやはり支所だけでは解決できない課題がたくさんあるわけでありまして、そうしますとやはり本課との協議が必要となり、また本課としても、支所、本課、本課は名和地区の所管の職員が担当でありますから、そうすると大山地区の様子や中山地区の様子もなかなか分からなくて、そういった中ですれ違いがあったり、思いの違いがなかなか生じてしまって、ことが進むのが遅れてしまったりとか、行き違いも起こったりしております。

かといって、じゃ名和、本課にある課の本課の職員が、全域を網羅して把握し対応出来るような体制づくりなり、それなる仕事をしようと、それもなかなか難しい話であります。従って決裁的には、今支所での決裁部分とそれから本課での決裁部分、それはある程度支所の中で完結できるものもあるわけでありまして、そういった内部の機構という部分も、もっと風通しよくすることによって、スムーズな事務事業の運営も出来ますし、住民サービスにもつながっていくんだらうというふうに思っております。さらには、職員の削減、今人件費の削減というのが、われわれにとって今住民の皆さんに対して一番真っ先に取り組めることかなという思いの中で、先ほど申し上げましたように職員の皆さん、50歳以上の皆さんに早期退職の勧奨をさせていただきました。12名の方がそれに応えていただいたということでありまして、定年退職も含めて、来年春は15名の退職者ということになります。やはり、せっかく合併をして職員がある程度体制が整っている段階で、もう少し専門的に、なんて言いますか深く仕事に取り組む体制も作っていかなくちゃなりません。そうするとどうしても、仕事が分散した中で職員の配置をしておりますと、そういった、ほんとに町の課題を深めて仕事に取り組んでいく、そういった体制がなかなか取りにくいという部分もありますし、そういった中でこのたび、決してその支所管内の住民の皆さんに、ご迷惑をかけるといったことでなくて、総合窓口課ということで全てそこで一つの受け止めが出来る、そういった役割を持つ課をつくり、そしてそれぞれの支所に本課機能として、例えば今ご提案してありますのは、大山支所には大山振興課なりそれから観光商工課、そして今、地域整備課と言っていますが建設課、そして中山支所の方には、農林水産課とそれから地籍、これを課に昇格して地籍調査課、そして農業委員会事務局、ということで大山支所には4課、それから中山支所には、あっ、総合窓口課を含めてですね4課、中山支所には3課1局というような体制の中で、職員としてもそんなに今の陣容とは減らない、といいますか、ここにキャパとして入らないわけでありまして、まあそういった課題もあるわけでありまして、そういった配置の中で地域の中の課題を受け止めながら、全体で取り組んでいく体制にしたいということになります。幸いに、うちの場合、その中山支所と大山支所の間もそれぞれこの本課と、そんなに距離が離れているわけではないと思っております。鳥取市のような、遠くの方とのつながりではなくて5分から10分もあれば、行き来できる、そういった範囲の中に庁舎もあるわけでありまして、そういったところの中で、なるべく住民の皆さんにはご迷惑がかからないでなんとか支所なり、それぞれのところで対応できるような体制、それをどうしたら出来るのかを総合窓口課の役割の中で、どこまでその役割を持たせて、そして来春の職員体制の中でどのくらいそれぞれの各課の中に人数が配置できるか、そういったことも考えながら、これから考えていきたいというふうに思っているところでございます。

まあそういったことで、これから住民の皆さんに今、周知をさせていただいております。そしてそれを受けて実は、来月1月の下旬ごろまでには、今度はそういった今住民の皆さんにこういった形でこの考え方をお示しをしておりますので、それに対してご意見をいただく、そういった住民説明会といった場を持ちたいというふうに思っております。

そういった中で、またご意見を伺いながら、決定をしてまいりたいというふうに思っておりますが、その結論としては、100%の皆さんのご賛同が得られることは難しいと思っておりますが、おおまか大体皆さん方のご理解が得られるということであれば、4月1日からこの改革を実施していきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

**○議員（16番 椎木 学君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 椎木 学君。

**○議員（16番 椎木 学君）** まず、本課が三箇所分散するわけでございますが、そうしますと本庁としての機能、逆に本庁としての機能が、落ちるような気がしないでもないですが、大山町役場としての本庁の機能、これが落ちるような懸念がしないでもないという感じがいたします。そういう点はいかがでしょうかという点と、今、課の配分について具体的な名前を挙げられましたけれども、諸遊議員の昨日の答弁の中では、住民の意見を聞いて柔軟な対応をするというような発言もございました。この住民説明会等で、いろいろな住民の意見が出た場合に、傾聴すべき意見があればそれに柔軟に対応していかれるのか、まあ、いくというような表現でございましたが、それからですね、こういうスタイルになった場合に、住民の行政サービスが低下しないのか、確かに5分、10分の間隔ではあるとは思いますが、住民サービスとして低下しないかそういう懸念があるわけですが、その点いかがでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。再質問に答弁をさせていただきます。まず、1点目のその本庁機能が逆に低下しないかというご質問であります。少なくとも今この本庁管内に、すべての課が集まっているわけではございません。先ほど申し上げましたように、大山振興なり商工観光は大山支所に本課機能としてあるわけでありまして、福祉保健課は保健福祉センターということで離れておりますし、水道課は別棟にあります。あの、まあ、決してそれで今、あのすべてがここに集まっているわけではないわけですから、それはほとんど変わらないと思っております。逆に決裁権がスムーズに、支所で持つて、その課のふるさと振興課であったりとか、福祉保健課であったりという課があるわけでありまして、そういったところとの二重の決裁という部分が、スムーズに動くようになると思っておりますので、ある意味では、逆に機能としては強化されていくのではないかなと、期待をしているところであります。それから、住

民説明会、住民の皆さんの意見を聞かせていただく、意見を聞いた中でそういった今の提案を、変更する考えはあるかということでありましてけれども、昨日も諸遊議員さんから、農林水産課の配置について、中山支所より大山支所がいいのではないかというお話もありました。

同じように、われわれとしても、何かの形として提案をしなくては議論の俎上に上げるものがなきゃあ議論にならないわけでありましてから、内部でもいろいろ議論をいたしましたけれども、じゃあどこをどの課に持っていくかという議論の中では、それはいろんな考え方があるわけでありまして。あるわけでありましてけれども、一応、全体の合意の中でわれわれで、その執行部側として、まあ人数の配置、それから施設の規模からいって、このくらいがいいのではないかということで、農林水産課と実は建設課、水道課この辺をどうしようかということを経験いたしました。ただ、総務的な総務とか企画とかいった、あるいは住民課といった戸籍を扱ったり、それから情報管理の企画であったりとか総務であったり、これはやはりこの本庁舎にないと難しいだろうなと思いますけれども、その他の課については、そういう意味ではどこでも、ある意味では対応できるのではないのかということで、こだわってない部分はあります。出来るだけ、今の部分を動かさないという前提にしながら、水道なり福祉保健をしながら、あと地域整備課である建設課、それから、新しく作ります地籍調査課、そして農林水産課、これをどういうふうに配置していこうかということの一つの案として示しておりますので、それが昨日の説明のあのご質問のように、納得できる、なるほどそういうことであればその方がいいなというふうなことがお互いに合意できれば、それは変更するということは、あるんじゃないかなというふうに思っているところがあります。

それから行政サービスが低下しないかということでありました。確かにいろんな要件で窓口にお見えになる方もあろうかと思っております。そんな方々にとってみれば、窓口が遠くなる部分があると思います。ただ、ほとんどの窓口業務というのは、全てそれぞれの支所でも対応できるという体制を当然取ろうと思っております。それが、総合窓口課だと思っております。で、さらにそこに出来るだけ各課の業務が、ある程度そこでお話が聞けるような、そういったといった体制は作らなくちゃあならないと思っておりますので、ある意味でワンストップ、そこで、そこでその話を聞いて対応できるような体制を作ろうと思っております。ただ、どれだけの方が、例えば農業のことだ、道路のことだ、あるいはいろんなことで足を運んでおられるかということも、それはわれわれとしても把握はある程度してはおるところではありますけれども、そういったことでの確かに一義的なご不便をかける部分はあるかも知れませんが、ただ組織を集約し、それを機能を高めることによって、事業の質を高めていけますし、効率化が図れることによってそれは、間接、直接ではありませんけれども、全体から見

れば、住民へのサービスにつながっていくんだらうというふうに思っておりまして、住民サービスというものをどういうふうな視点で捉えるか、ということから考えれば、わたしは全体的には、これによって行政の大山町の体制が強化されることによって、住民のサービスにつながっていくというふうになると思っておりますし、またこの機会にそういうふうにしなければならないというふうに思っておるところであります。以上であります。

**○議員（16番 椎木 学君）** 答弁ありがとうございました。十分なご意見を得られることを期待して質問を終わります。

---

**○議長（鹿島 功君）** 次、1番近藤大介君。

**○議員（1番 近藤大介君）** ええ、近藤でございます。通告に従いまして1項目質問をいたします。

昨日も同僚議員から質問がありましたが、西部広域行政管理組合での入札妨害事件について、私なりの立場で町長に質問をいたします。先般、西部広域行政管理組合で、職員が業者から接待や賄賂を受け取り、不正な入札に関与するなどといった不正行為が発覚しました。皆さん新聞報道等でご承知のとおりです。

西部広域行政管理組合は、消防やゴミの最終処分など、市町村単独では行うのが困難な事業について、西部の2市7町村が経費を出し合って組織している事務組合であります。この西部行政管理組合に、山口町長は、大山町長として副管理者の立場で、副管理者を努めておられるわけでございますが、そこで3点町長にお尋ねいたします。

一つ、副管理者でおありになるわけでございますが、大山町としてもこの西部広域に、多くの事業、多額の経費を払って業務を行ってもらっております。そういった観点から、大山町長として今回の事件について、どのような所感をお持ちであるのか、これが1点。2点目、西部広域の組織としてですね、行革の取り組み、あるいは法令遵守について不十分な点はなかったのかどうか。3点目、今後の不正防止、行革の徹底に向けどのように取り組んでいくのか、このことについて、町長にお尋ねいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。それでは、近藤議員さんの西部広域行政管理組合に関する質問に答弁をさせていただきます。

昨日、西尾議員にお答えをしたことと重複するというふうに思いますが、今回、偽計入札妨害で西部広域行政管理組合の職員が、逮捕、起訴されましたことは誠に遺憾であり、あってはならないことであると思っております。

また、行革の取り組みにつきましても、昨日西尾議員さんにお答えしたとおりであります。

今回の事件につきましては、被告本人の問題と従来型の指名競争入札による指名制度や設計する部署と契約する部署が同一であったこと。また、業務の特殊性から同一職員が長期に渡り同じ職場に勤務していたことなど、西部広域の仕組み自体の問題も考えられます。

いずれにいたしましても、この事件につきましては、現在公判中であり、司直によって結果が出され、全貌が明らかになった時点で、真相究明と再発防止策について検討されることになると考えておるところであります。以上であります。

**○議員（1番 近藤大介君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 近藤大介君。

**○議員（1番 近藤大介君）** まあ、町長は西部広域の副管理者とはいえ、執行権がおありになるわけではないので、なかなか具体的に踏み込んで、この問題についてお答えするのは難しいのかなとは思いますが、答弁を伺っておりますと、よその団体の出来事で、当然こういった不正はいけませんよと、改革していかなくちゃあいけないことであろうという何かよそごとのような印象をどうしても受けてしまうわけです。

西部広域の18年度の決算によりますと、60億円近い事業を行っておるわけです。このうちの約半分は、広域消防、消防に関する予算、3分の1はごみ処理・し尿処理などの予算でして、60億の予算に、約60億の予算に対して大山町は5億円の負担金を支払っているわけでございます。地方財政が厳しくなる中、大山町にとってこの5億円の捻出というのは、ほんとに大変なことだろうと思います。大変なことです。今どこの市町村でもですね、出来るだけ少ない経費で多様化する住民サービスに当ていこうと、一生懸命行革を取り組み、いの一番に行革を課題として取り上げているところです。もちろん大山町もそうです。そういった中で時には、住民に対して支出される補助金、削りにくいところを削る、あるいは事業も削りにくい事業をやむを得ず削る、またあるいは、一生懸命仕事をしておられる職員の、大山町の職員の給与もやむを得ずカットをしたりしていると、そういう状況にあるわけで、そうしながら西部広域の負担金5億円支出しているわけでございます。

一方、西部広域の行政改革につきましては、なかなか進んでいないというふうに聞き及んでおります。西部広域の職員の水準も、米子市の職員、全国的にみても高水準にある、米子市の職員給与に準拠しているため、西部広域の職員給与も高い水準のままでございます。

そうした中で今回の事件が発覚したわけですが、不正を指示し逮捕された管理職の不正を、チェックできなかった正副管理者の責任というのは、やはり大きいとわたしは思います。先ほど申しましたように、町長は西部広域の副管理者ではあるわけですが、実際に執行権をお持ちであるわけではなく、直接職員を監督される立場で

ないのは承知しております。年に何回かの、管理者会議に出席されるだけだと。正管理者である米子市長もまた、普段広域行政管理組合の職員と普段接することがないと、60億円もの多額の事業を行う組織でありながら、責任ある役職者が管理職や一般職員を十分に統括していないという西部広域は非常に特殊な組織です。また、西部広域が現在行っておる事業というのは、本来であればそれぞれの自治体で行う業務であり、単独では行うことが困難であることから、西部広域という組織を設けここで業務を行っている、そういう意味では西部広域行政管理組合も、われわれの大山町民の組織とも言えるわたしは思うわけです。そういった中に町長は、大山町長の立場として副管理者として任にあたっておられるというわけでございまして、大山町長として、町民の付託に応える立場として、直接に指揮命令できない西部広域に対してですね、今回のような不正行為が起きないように、あるいは効率的な住民サービスが出来るようにですね、組織としての西部広域の組織としてのシステムづくりに、主体的な関わりを持つ責任があるとわたしは思うのですけども、そのことについて町長のお考えを改めて伺いたい。これがまず第1点。

もう一つ、執行部、町長ばかりの責任ではなく、西部広域行政管理組合にも議会がありまして、大山町としては、われわれ議員の代表として鹿島議長がその議員のひとりとして、任にあっているわけですけれども、当然われわれ議会も、今回の問題あるいは構造的な問題について取り組んでいく必要があるとはもちろん考えているわけですけれども、大山町長山口町長も、執行権はなくとも、副管理者として正副管理者会議の中で、しっかりと意見を言える立場におありなわけです。そういった中でですね、今後こういった問題が起きないように、具体的な提言なり提案もしていただかなければならないとわたしは思うわけですけど、まあ例えば現在の西部広域の事務局長は、2、3年ごとの周期で米子市の部長級の方が出向で、任にあたっておられるわけですけれども、ともすればその任期期間中大過なく業務が終わればいいのではないかということになってしまわないかというふうに思うわけで、そういった意味では、例えば年俸制でですね、民間からの人材を起用して、毎年、毎年年俸制で雇用した事務局長の業績を見ながら更新していくような制度であるとか、あるいは監査、現在の西部広域の監査は、昨日も同僚の議員が指摘しておりましたが、年間3万数千円の報酬で、米子市の監査委員が行って、実質的には行っているということでございまして、60億もの事業をしていてですね、どこかしら米子市の監査のついで的にやっってる監査に終わってしまっているのではないかというふうな懸念もございます。もっとですね、報酬を積み上げてでも独自に、西部広域独自にですね、しっかりと事業をチェックできる監査制度を作っていくべきではないかとか、ちょうど、ちょうどと言いますか、先月の日本海新聞の中でもですね、「特殊な組織・監督に限界」という見出しで、米子市のある議員ですけれども、事業をチェックするためにですね、第三

者機関を立ち上げ、外部からの目で検証すべきだという意見も載っております。まあ、至極もったもな意見だなあと、わたしも受け止めておりますが、そういったような形で、あっ、まあ例えばの例ですけれども今のは、正副管理者会議の中で組織構造的な課題について、具体的にどのような提言をしていかれるお考えがあるのかどうか、これについてお聞かせいただきたいのが、これが二点目。

もう一点、まあ町長ばかりでなくですね、例えば現状では人力的な問題でですね、個々の西部広域の事業について、大山町の職員は十分に把握できてないというふうに聞いております。それこそ別の日の日本海新聞ですけども、「意見言えず苦い教訓」ということの見出しで、別のよその西部の町村の職員、役場の職員の意見としてですね、今回逮捕された西部広域の職員、専門的な部署に長く従事していたので、そのわれわれの町村の中には、職員の中には互角に議論できる職員がいなかったと。数年で異動となる職員では、組合への負担金が妥当なのかどうかも判断が難しいという職員の声も載っておりました。まあ、例えばごみ処理を例に挙げますけれども、広域で現在行っているごみの最終処分やリサイクル事業、これの事業の妥当性であるとか費用対効果、これに対してやはり大山町の担当職員も、十分に意見が言えるような能力の向上ですとか、環境を作っていくかなければならないとわたしは思います。合併前は職員の数も限界がありましたので、なかなか個々の職員が専門性をもって仕事をすることが出来なかった。そういった中で、あるいは地方財政の問題もあって町村合併が行われたわけですけれども、行政の無駄をなくしていくため、あるいは専門的な仕事を職員が担っていくためにですね、職員体制の整備も町長として取り組んでいっていただかなければならないとわたしは思うわけで、広域の事業の現場を十分に把握させ、すべてとは言いませんが、十分に把握させ、チェックさせ、必要があれば意見を言わせる、そういう体制を町長として作っていくべきでないかと考えますが、その点についていかがでしょうか。以上三点再質問をいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。近藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、決して人ごとのような思いで広域に、広域行政に関わっているわけではまったくございませんので、そこら辺は誤解のないようお願いしたいというふうに思っております。もちろん正副管理者会議の中で、いろんな事業計画なりそれから広域の事業については、審議はしておりますし、もちろん意見もそれぞれが述べ合っておるところであります。昨日、西尾議員さんにもご答弁をしましたように、行財政、広域の行財政改革についても積極的に町村の方から、今のそれぞれの町の財政状況等を踏まえ、広域としてのやはり、行革のあり方、組織のあり方、こういったことについても積極的な意見は言いながら、その取り組みが進んでいるところでもあります。

あの、ただ今回の事件につきましては、職員の不祥事ということで、要は人事管理、

職員管理に関わることでありますので、私の方としてのその関与はする余地がなかったということと、それから当然これによって、本当にこれから当然事案が発生しないような再発防止やらなくちゃいけないわけではありますが、それはもちろんそうではありますが、今の要因とかそういったものが今公判中でありますので、その辺のところが何故こうなったかということが、きちっとやはり司直の中で明らかにされた時点で、やはり根本的なできる改革はしていかななくちゃならない、今でも、もうそういった中で、課題だろうと思った、思われたことについては職員を異動するなり、なんなりする形で取り組んでおるところでありますけれども、さらに詰めたこれからの対策については、そういった結果を待ちながらわれわれもその副管理者の立場で意見を述べていきたいというふうに思っておるところであります。まあ当然色々な事業計画なり予算、そういったこういった課題についても、広域にも議会が、ご指摘のとおりあるわけありますから、議会の方からもいろんなご意見なりご提言があるものというふうに思っておるところであります。

それから、事務事業を進めていく上での広域の職員と、それから関わるそれぞれの構成市町村の職員の認知度の差、レベルの差といいますか、確かに専門的な事業でありますので、私はある意味では、スペシャリストというのは必要だと逆に思っております。今回そのことが、逆にこういった事件を引き起こしたという部分もあるんでありますけれども、ただ業務、要は専門職としてのある程度の業務に精通した職員を抱えておりませんと、業者との間の、本当に業者が示すものが正しいのかどうなのか、適正なのかどうなのかと見抜く力がなくちゃいけませんので、そういった意味でのスペシャリストというのは必要だろうというふうには思いますが、いずれにしても担当課、いろんな事業ごとに担当者会があります。そういった担当者会の中で担当課長が出ながら、そういったことについての議論はしているところでありまして、まあ、あの、じゃあそれに対抗するそれぞれの町村が専門的な職員を、じゃあそれぞれ育てていくかということ、なかなかこれもこの組織の中での職員配置の中で、例えばごみならごみのことの専門の職員を育成して、そして広域の職員と同じように議論ができるような、そういった各町村が職員を育てていくかということ、なかなかそれも難しいことだというふうに思っております。ただ、ものが言えないとか議論ができないというそういった環境があってはならないというふうに思っておりますので、それは大事なことだろうというふうに思っておりますし、もうひとつ組織の機構の見直しの中で、今提案をしておりますのは、各課長、担当課長の会と、それで決まるとすぐ正副管理者会に上がってくるんでありますが、その間に副市町村長の会を組織をして、そこでひとついろんな事業を議論し、上に上げるという仕組みづくりこういったことも今、提案をしながらやってきておるところであります。

そういったことでありますので、広域というのは確かに、少しわたしどもの組織と

は形式を異にする部分がありますけど、いずれにしても、われわれのその行わなければならない事務の一部を、共同という形の中で実施してもらっている組織でありますので、当然われわれとしても、関与はしっかりと持っていきたいと思っているところでもあります。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） まあ、わたしも、町長が人まかせのような感じで西部広域に事業を任せておられるとは、もちろん思っておられません。おっしゃるように、当然正副管理者会の中で、いろいろな意見を述べておられるんだらうと、もちろんそれは思います。わたしが今伺っておるのは、今回の問題なり、あるいは構造的な問題について、町長がどう捉えて、どう改革を求めていかれるのかという、大山町長のお考えを聞いておるわけでごさいます、問題があるというようなことはおっしゃるんですけども、その課題は何であるのか、その課題についてどう解決すべきだと町長ご自身はお考えなのか、それを伺っておるわけでごさいます。

で、今回の事件につきましても、司直の手で、事件の構造が明らかになってから、突っ込んで検討するという冒頭の答弁でも、今の再質問に対する答弁でもいただきましたけれども、それじゃあ遅いんじゃないかと、あるいは組織として自浄能力といいますか、組織として問題点を十分に把握し課題を解決していく危機管理、こういった意味で非常に遅いといいますか、認識が甘いのではないかというふうに思うわけでごさいます。繰り返しになりますが、山口町長は、決して西部広域の正管理者ではないわけですし、執行権もお持ちではないわけですから、こうしますと、西部広域こうしていきますということを答えにくいのは、承知ではおりますけれども、5億円の事業を負担金として、5億円の負担金を支払っている大山町の立場としてですね、町長としてこうすべきではないかというお考えを、改めてお聞かせいただきたい。

また、専門職のことについてもですねえ、当然専門職、西部広域に専門職は必要でしょう。町長おっしゃるように業者任せの事業ではいけないわけですから、チェックするための専門職が必要でしょう。それと同じように、西部広域に事業を任せている大山町としても、職員に同じとはいいませんけれども、ある程度何かあったらこれはちょっと問題があるんじゃないかとか、あるいは費用対効果を考慮するうえではこうすべきでないかと、しっかりと意見が言えるだけの職員能力の向上、育成を図っていくべきだと思うわけですけども、その点について、まあ決してそういうお考えがないわけではないとももちろん思っておりますけれども、もう少し前向きなお答えいただけませんかでしょうか。2点再質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきますが、繰り返しにな

りますが、だから言いましたように、今回のこの事件がなぜどういうことでこうなったのかという側聞しかないわけでありまして、そこら辺がきちっと明らかにされて、それによって判決が出るわけでありまして。明らかに、答弁をしてるんですから。明らかにされた中で、じゃあそれをどう解決するかという議論になるわけでありましてから、今こうであつたらうと思われる対応は、今広域もしておられるところでありまして。そういった中で、今回の人事管理上の問題だったのか、それともその何かほかにもっといろんな問題があつてこうなったのか、そこら辺のところをやはり明らかにしなければ、それに対してどうあるべきかというわたしも意見は言えないと思っておりますので、今いい加減な情報の中で、いい加減など、失礼しました、きちっとした情報のない中で、わたしの私見としても、そういったことを今申すべき立場にないと思っております。きちっとそういった判断が下され、全容が明らかになった時点で、それはわたしも副管理者の立場として、きちっとその改善については申し入れをしていきたいというふうに思っておりますし、考えも述べさせてもらいたいと思っております。

それから職員が、広域とのいろんな事業の中での会議の対応についてであります、もちろん、それは出る職員にとりましては、きちっと自分の町にとってどうなのか、全体にとってどうなのかという、きちっとした考え方の中で、議論に入っておるはずだというふうに思っておりますし、そういう姿勢で全て臨んでいるはずであります。ただ、申し上げましたように、特に長くその携わっている職員とそうでない職員の間には、少しどうしても知識の部分の差は出てくると思います。ただいかに、効率的にあるいは西部広域の行政を進めていくかという、そういった観点に立っての議論は、当然にそれぞれ市町村の構成する担当課長も出て議論はしておるはずだと思っておりますし、そういった中で意見は集約されて事業が進んでいるだろうというふうにわたしは信じておるところであります。以上であります。

**○議員（1番 近藤大介君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 近藤議員に、注意を申し上げます。発言中に私的な発言は控えていただきますように。それと3回になりますので、会議規則第55条の規定によって発言は許しません。

**○議員（1番 近藤大介君）** 終わります。

---

**○議長（鹿島 功君）** 次に、4番、遠藤幸子君。

**○議員（4番 遠藤幸子君）** 4番、遠藤です。通告書に従いまして1問質問いたします。

地域を支える人づくりについて、地域は、たくさんの人たちに支えられ成り立っています。大きな力、小さな力、どれも不要なものはないと思います。大山地区には、

以前より愛育委員という各集落から選出された人たちが、福祉の面で行政の手となり足となって、地域の住民のお世話、関わりを持ってきた会があります。この会が来年度にはどうなるのか分からないとの声を聞きました。補助金が減るから、補助金が無いから仕方がないと片付けてしまっているものではないでしょうか。

合併して旧3町のやり方、会のあり方が違うからと、以前と活動の内容も変わり、行政、住民への関わりが減ってきた中で、会員の自分たちにできる活動はないだろうか、との声があり、担当課へ相談しているが、何の返事もないとも聞いています。活動してきた中で、地域の人たちのことをよく知っている会員が地域の役に立ちたいと思うのは、自然のことと思います。

そこで二つ、町長にお尋ねします。一つ、高齢化が進む中で地域でのコミュニティーがますます必要になってきます。この愛育委員会というのは50年の歴史を持つ会ですので、コミュニティーの潤滑油となるのが、この地域で活動してきた愛育委員会のような組織ではないかと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

二つ目、昨日森田議員の答弁の中で、町長おっしゃってましたけれど、20年から、20年度から地域自治を進めていくとおっしゃってました。その進めて行く中で、リーダー的な方の養成はもちろん必要ですし、大切なことです。それも大切なことですけども、地域を支える人づくり、これがもっと大切になってくるんじゃないかと思えます。現在地域で活動している団体等をどのように考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。それでは遠藤議員さんの地域を支える人づくりについてのご質問に答弁させていただきます。

コミュニティーの潤滑油となるのが、今まで地域で活動してきた愛育委員会のようなこういった住民の組織ではないかというご指摘、まったく同感でございます。

大山地区における愛育委員会の補助金を今年度限りといたしましたことは、すべての補助金同様に、その必要性や全体のバランス等を検証した結果であります。同じように、地域の保健と健康づくりの趣旨で設置している名和地区の健康づくり部落推進員については、平成14年度から謝金を廃止しておることもありますし、中山地区の保健委員への謝金とあわせ、愛育会の補助金についても緊縮財政の中で、廃止させていただくこととしたものであります。

なお、これにつきましては、補助金を廃止いたしましても、その活動を継続していただけるよう、町としても引き続き支援をしまっている、そういう考え方です。

このことについては、今年度当初に、担当課が旧愛育委員会の役員さんとの会議の中で、新年会議とさらには新年度の総会に出席させていただきまして、補助金廃止後も、講演会や研修会の開催、あるいは日帰りでの視察研修の実施などや各種大会等へ

の参加等、主な事業については、会員の皆さんの声を生かした内容で、町とタイアップする方法によって従来どおり行なっていただける旨をご説明して、引き続き、会の活動を継続したいいただきたい旨のお願いをさせていただいておるところであります。

今後、愛育委員会ははじめ、地域の健康活動にご支援をいただく皆様と連携を密にし、町の保健福祉活動にご協力を賜りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、現在の地域で活動している団体等をどのように考えているかということですが、ご指摘のとおり、高齢化が進み、限界集落という言葉が使われるような現在では、地域自治が重要なテーマになってきております。これをどう進めていくか、現在、検討を重ねているところでありまして、先日各区長さんに、部落の現状がどうかというアンケート調査にご協力をいただいたところで、現在その集計中でありまして。

議員さんご質問の、現在の地域で活動している団体等につきましては、リーダーと共に地域を支える重要な役割を担っていただけるものとわたしは大きな期待を寄せているところでありまして。以上であります。

○議員（４番 遠藤幸子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（４番 遠藤幸子君） 愛育委員会のことはたぶん会員さんの、今聞いた限りでは、会員さんのいい連携ができてないからそういうふうな不審ていうんですか、思いが出てたんじゃないかなと思いますので、もう少し担当課の方と話ができるようにしていただけたらなと思います。

それと今ある愛育委員会というのは、大山地区だけの委員さんなんですけども、先ほど町長の答弁でおっしゃいました名和地区、中山地区はそういう補助金を廃止されてどういう活動していらっしゃるのか、ちょっと分からないんですけども、やはり大山で活動している愛育委員会のその役割というのをいい方に考えていただいているんですしたら、名和、中山にもそういうふうなのを広げていただけたらまた地域の人たちのお世話っていうのが、もっとスムーズにやっていけるじゃないかなと思うんですけども、そこんところをもう一度お聞きしたいですし、２問目の質問の中の部落長さんに今アンケート調査しているとおっしゃいましたけども、部落長さんだけのアンケートでしょうか、それとも、まだ今後いろんな形でアンケートなり、調査なりしていられる予定があるのかそれをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、再質問に答弁をさせていただきます。あの愛育委員会の方々とのお話、先ほど答弁を申し上げましたように担当課から確認をいたしましたら、それぞれ役員さん方とお話をして、で、今後の活動については、補助金は出さないけれども、町とタイアップをしながら今までの活動を活かしていけるよ

うな体制を作って一緒にやりましょう、というふうな話ができるということですので、こういうさっきのご質問のような全然行政から返事が無いとか、全然われわれの活動を認めてもらってないみたいな声があるということですのでございまして、そこから逆に、遠藤議員さんの方にどちらからの情報としてまあそういった声が伝わったのか分かりませんが、組織の中として、そういった情報がきちっと共有化されるようなこと、このことはわれわれもそういった場面はいろいろあるわけですが、会としても前向きにそういった取り組みをいただければなと思っておりますし、それからこの活動、中山地区、名和地区、今までのこういった健康づくりの中でのお手伝いをしていただく委員さん、これはそれぞれの町にあったわけではありますが、これはその地域の皆さんと行政とをつなぐ、そういった役割でありまして、自主的に、少なくとも名和地区の場合には、自主的にその組織として独自の活動をしていくというような展開は見られてはおりませんでした。そういった意味では大山地区の愛育委員会さんの取り組みってというのは、本当に学ぶべきものだろうというふうに思っております、だからこそこういった合併したことによって、やはりお互いを学び合い、お互いのいいところを高め合っていくという、これがある意味での合併の効果だというふうに思っております。だからこそ組織がやはり交流をして、そしてある程度の規模になって力を付けていくということが地域の活性化につながるだろうというふうに思っておりますので、こういった別々の補助金を出しての活動ということではなくて、町と一緒にしながらこの愛育委員会の活動を町内全体にですね、広げていこうという趣旨の中でお話をしているのではないかなというふうに私は思っておりますし、またそうあってほしいというふうに思っているところであります。

それから地域自治組織についてであります。これ少し作業が遅れておるわけでありましてけれども、まずは地域自治の中でまず各部落、区という単位があるわけでありましてから、これをさらに少し大きく練った中での組織作りなり、地域活動が出来る体制作り、これを今取り組もうという考え方の中で今研修をしておるところであります。そういった中で、今各集落、区の中で、今の課題、あるいは取り組み状況どうなのかということをもまずは各区長さんにそういった調査をさせていただいておるということですのでございまして、今後のその取り組みの考え方につきましては担当課長の方から答弁をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

**○議長（鹿島 功君）** 企画情報課長。

**○企画情報課長（小谷正寿君）** 遠藤議員さんのアンケートについてのご質問にお答えいたします。先ほど町長が答弁いたしましたように、問題点が何かをまず明らかにしようということで、部落の区長さんにアンケートをお願いしたところでございまして、全員の方にそれ以上のアンケートをすることは今のところは考えておりません。以上でございます。

○議員（４番 遠藤幸子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（４番 遠藤幸子君） 町長にもう一点確認しながらちょっと質問をしておきたいと思います。合併しているいろんなところで組織っていうんですか、団体を一つのまとめるっていうんですか、合併したんだから一つになろうっていう声をよく聞いておりますが、そういう一つにしようっていう思いっていうのはどんなっていうんですか。わたしたちが考えるのは一つになったら、なんか常にこう同じようなことをしながら同じようにして一緒にやっついていかないといけないっていうふうを感じるんですけども、今までそれぞれの地域で活動してきたものにとっては、内容がやはりその地域ごと違いますので、まとめて一つの団体にするっていう、そういう必要があるのか。今まであった形で交流していったらどうかなっていうふうを考えるんですけども、その辺りを町長の考えお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。遠藤議員さんの再質問に答弁させていただきますが、わたしは決して全ての組織を一つにした方がいいというふうに思っているわけではございません。それぞれの地域の中で組織されている、いろんな団体活動もあるわけがありますから、それはそれで尊重すればいいというふうに思っておりますが、ただ町が関わる中で作ってる組織でありますとか、あるいは全体で取り組んだ方がもっといい活動ができるんじゃないかというような組織であったり、そうさまざまあるんだろうと思っています。

で、今回の部分も、例えば保健、住民の健康管理、保健指導を保健福祉課なり、専門職が対応取りながらですね、町全体の福祉活動につなげていこうという活動であるならば、それはせっかくそういったいい活動があるなら、それを広げるという意味で、組織を大きくして、さらに事業をする中で、いろんな意見交換なり交流をすることによって高まっていくという、そういった効果があるのではないかというようなことだというふうに思っております。だから昨日の文化祭あたりも、文化活動も地域地域の活動は大事にしながら、一つ大きな形でやることによってさらにそれが高まっていくという、そういった効果あるんだろうと思っておりますので、ですから全てなんでもかんでも組織を一つにせというような思いをわたし持っているわけではない。ただ一つにした方が、効果が上がるだろうという、町の活性化につながるだろうというような組織については、やはり一つに、せっかく合併して大きくなったんですから、一つになって、そしてさらにその中でまた地域地域の役割なり課題を個々に取り組むというふうなことも大事だろうというふうなことの中でわたしとしては思っております。

例えば、観光協会なんかも一つにしました。一つにしましたけれども、組織としては、町との観光行政やっついていく上で一つですけれども、それぞれの町の支部という形

で、その課題はその支部でやりましょう。しかし全体の取り組みも一緒にやっ  
ていきたいと思いますというふうな形の中で、それぞれが相乗効果を生み出せるような、そう  
いった組織作りということが必要だろうということで、これも1本化になりましたが、  
そういったような考え方でわたしはおる、ということをご理解いただければと思いま  
す。

○議員（4番 遠藤幸子君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は、10時55分にしたい  
と思います。

#### 午前10時39分 休憩

---

#### 午前10時55分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、14番 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 通告にしたがいまして、2問の質問をいたします。  
質問の前に、通告文の中に、パソコンの入力ミスや変換ミスがございますが、その点  
についてお断りとお詫びをいたしますが、正しく読み上げまして訂正に変えたいと思  
います。どうかよろしく願いいたします。

1問目、医療・介護サービスの質、向上は。町長に質問いたします。平成20年度  
の経済財政運営の基本方針を決める、政府の「骨太の方針2007」、これ医療介護制  
度改革ですが、この中で、(1)医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム、こ  
の中で細目がいろいろございます。(イ)といたしまして、生活習慣病対策としてメタ  
ボリックシンドロームの該当者及び予備軍を平成24年度までに10%減少させる。  
(ロ)介護予防の推進として平成17年から平成26年までの10年間で、要介護者を  
「7人に1人」から「10人に1人」にする。(ハ)後発医薬品の使用促進として平成  
24年度までに、数量シユアを倍増し、30%以上にする、等が示されております。  
いずれも医療費低減に有効な項目であります、大山町どのような対策を講じられる  
のか伺います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岡田議員さんの医療・介護サービスの質向上  
についてのご質問に答弁させていただきます。

「骨太の方針2007」の中の生活習慣病対策につきましては、平成20年度から  
国の方針として、医療保険者に対しまして、被保険者の健康管理が義務付けられます。  
大山町におきましても、平成20年度から実施される特定健診や特定保健指導等にお  
いて、メタボリックシンドロームに重点を置いた取り組みをおこない、将来的に医療  
費の削減につなげてまいりたいと思っております。

次に、介護予防の推進につきましては、引き続き介護予防事業を積極的に展開して

まいりたいと思っております。水中ウォーキングや高齢者生活機能向上事業では、事業効果の評価を行なっていますが、今後は他の事業においてもできるだけ評価を導入してまいりたいと思っております。

また、3B体操や健康体操、水中ウォーキングなどは、高齢者だけでなく40歳以上の方から対象にしておりますが、早い時期からの予防が重要と考えておりますので、事業のPRに努め、参加の促進をはかってまいりたいと思っております。

これらのことによりまして、介護給付費の抑制につながるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、後発医薬品の使用促進につきましては、国では、薬価の安い後発医薬品の浸透をはかり医療費の抑制につなげようと後発医薬品の使用を促進しております。しかしながら、思ったほど普及が進んでおりません。

その理由として、たとえ成分が同じであってもコーティングや添加剤などの製造技術が異なるので全く同質同等の医薬品を作ることができないようであります。そのため医療機関では、医師への情報提供も少なく、信頼性に不安を感じる後発医薬品を積極的に使用しないのが現状のようであります。

町内の直営の診療所におきましては、現在3つの診療所で後発医薬品を使用しておりますが、安全や効果を確認しながら使用を広げていきたいと考えておるところであります。以上であります。

**○議員（14番 岡田 聰君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 岡田 聰君。

**○議員（14番 岡田 聰君）** メタボリックシンドローム、最近盛んに新聞なんかでも言われ始めて、健康に関する関心が高まっておりますが、いわゆる内臓脂肪症候群というものだそうですが、これ5年に日本の内科学会ですか、それが出した基準値は男性で腹囲、このおなかの回りですが85センチ以上、女性で90センチ以上という基準を示されたそうですが、諸外国では、例えば国連の糖尿病連合とかいう国連の機関ですか、ここが出した今年6月に出したものでは、日本人の基準を男性90センチ、女性80センチ、これ日本の基準と全く逆で女性と男性の腹囲の基準値が異なっております。この国連の基準を受けて見直しが始まっているようですが、来年度から要するにこの国内全体で特定検診保健指導制度が始まるそうですね、この腹囲を測って、これ基準から超えると、あなたは受診してください。医療機関で受診をしてくださいというような制度が始まるそうですが、いろいろ学者の意見も分かれている、専門家の意見も分かれているようで、医療費削減に逆に医療費が上がるのではないかと。例えば受診する人が非常に増えて医療費が上がるのではないかとというような懸念もございしますが、一方では健康に非常に関心を持ってもらって、自分の腹囲とかあるいはその他に血糖値とかいろいろございしますが、そういうところで健康維持、関心を持つ意味

では効果があるのかなとは思いますが。これどうやって、まだ具体的の方針が出ないかもしれませんが、来年度の国の方針では40歳から74歳まで全ての人が対象になるそうですが、町としてはどういうやり方をされるのか。これを1点伺います。

それから後発医薬品、ジェネリックと言いますが、昨年9月、議会でもわたし質問いたしました。全部でジェネリックが6,000品目承認されているそうです。認可されているようでございます。先発薬は3,000品目で2倍の種類がある。成分は全く同じで2割から最大7割くらい安い。病院で使われる医薬品以外にも薬屋行きますとビタミン剤なんか全く同じ成分で3割4割安いものもあります。そういうことで15パーセントを使用量30パーセントにしますと、国全体で5,000億円ぐらい医療費が安くなるそうですが、なかなか医師の信頼が低いということではなかなか使用率が上がらないようですが、これらを積極的にやっていただきたいですが、この2点について伺います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。わたしにとっても非常に耳の痛い言葉がメタボリックシンドロームという言葉でございます。数字だけで判断していいのかなというふうには思ったりしますが、国の基準、国連基準どっち見てもダメだなというふうにはわたし自身今思ったところではありますが、いずれにしてもこういった指標を示す中で生活習慣病この予防に取り掛かっていこうという、そういった関心を皆さんに持っていただくという意味での一つの目安としての指標だろうというふうには思っております。わたし自身もそうならないようにしっかりと頑張らなければというふうには思っております。具体的な取り組み、申し上げましたように来年度から被保険者がその役割を果たしていかなくちゃなりません。うちの場合、保険者としては国保が町保険者でございますので、そういった取り組みも必要でございますが、それに限らず町民、広くやはりいろんな場面でこの対策対応をわれわれとしても流していかなくちゃならないと思っております。具体的な取り組みにつきまして今の時点で計画があるようでありましたら福祉保健課長の方から答弁をさせたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それから後発医薬品、ジェネリック、これにつきまして先ほど答弁を申し上げたとおりでございますが、町全体としての推進というのはなかなかそういう意味で他の医療機関への呼びかけというのは町としては難しいことだろうというふうには思っておりますが、直営の診療所については、今申し上げましたような形で先生の判断の中で一部使用しているところがあります。詳しい状況ということでございますので、これも担当の診療所事務局長の方からその状況等答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

**○議長（鹿島 功君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（戸野隆弘君）** 特定検診特定保健指導につきましての現在の考え方を説明をさせていただきます。

町長がご説明をいたしましたように、町が保険者として責任を持つてする部分は国保の対象の方ということになります。しかし、検診につきましては、やはり町としては従来のように、住民の方ですね全て、他の保険者から依頼があれば受け持たなければいけないではないかと思えますし、またそれはなんとか可能であろうというふうに思っております。

特定保健指導につきましては、これについてはその内容、あるいは量等からして町で受け持つことは難しいではないかというふうに考えております。ただ他の保険者の見解がどうですか、考え方というのが、まだはっきりそれぞれ示されておりませんので、今県の保険者協議会とかいろんなところで情報交換なり詰めがなされておりますけども、それぞれの保険者がはっきりした方針を示されて町のほうに依頼がもしあればそれについての只今申し上げましたような方針で対応していこうかというふうに考えておるところです。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 診療所事務局長。

**○診療所事務局長（中田豊三君）** そういたしますと4つの診療所につきましての後発医薬品の使用についてお応えをさせていただきたいと思えます。

国の方では、医療費削減の政策を取っているところでありまして、診療所の方といたしましても協力をしていきたいとは考えております。答弁の中でもございましたように、医師への情報提供も少なく、また4つの診療所の先生方もやはり信頼性に不安を感じておられる先生がほとんどでございます。

従いまして、この数値目標とかは示すことは出来ませんが、やはり安全性や効果を確認していただきながら先生に、後発医薬品の使用を広げていただくようお願いをしようとは思っております。以上でございます。

**○議員（14番 岡田 聡君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 岡田聡君。

**○議員（14番 岡田 聡君）** 先ほどのメタボリックシンドローム、これは心筋梗塞や脳卒中等を防止する意味での腹囲で目安をつけるというようなことだそうですが、今、議会の補正予算でも非常に医療費の補正が何千万と出ております。高齢化社会でどんどん医療費が増えるばかりですが、町としていろいろ健康維持のために3B体操、健康体操、水中ウォーキング等実施していらっしゃいますが、水中ウォーキングは意外と評判がいいようで、かなり利用者の申し込みが多いと思えますが、なかなか全ての利用者にまでは希望叶えられていないと考えますが、ここら辺り予算を多くするか、あるいはどこか町内でもそういう施設が出来ないものかどうか、その辺を質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問について答弁をさせていただきます。介護予防事業としての水中ウォーキングのご質問だろうというふうに思っております。今どのくらいの利用の状況があり、申し込みがあるかというのは担当課長の方から概要答弁をいたしますが、以前にも、わたしもその水中ウォーキングっていうのの効果っていうのはある程度理解はしておるところであります、なかなか施設を作るのに相当な投資が必要だということで、以前ご質問を頂きまして私どもとしても中山温泉、あそこを使ってなんとかそういった水中ウォーキングやプールでもできないのかなというふうに検討はいたしてはおりますけども、なかなか経費の問題といい事業がなかなかないということで、今まだその実現には至ってはおりません。今のところ米子のプール、米子市内の民間のプールをお借りして事業をしておるのが実態でございまして、そういった費用対効果も考えながらその辺も引き続き実現に向けての検討はさせていただきますというふうに思っております。今の申し込み状況なり利用状況につきましては担当課長の方から答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 水中ウォーキングの参加の状況等について開催状況等についてご説明をさせていただきます。

昨年度は8クール、1クールが25人の対象としておりまして開催をしております。これで延べの参加人数が1,840人でございました。で、ほぼ定員が25人ですが、20人余りぐらいの状況で推移しております。定員近いところで参加をいただいているというところでもあります。ただ定員を超えるということにはなかなかいかないので、現在開催しておる状況がほぼ需要に合っているというふうに思っております。今年度6クールということで2回減らしておりますが、これは冬場には参加者がどうしても減るということがありましたので、冬場の2回を今回は少なくしておるところです。

参加状況については、先ほど言いましたようなことでだいたい20人余りぐらいで変わらないところです。積極的にですね、参加をしていただくように、PRなり特に参加をされた方からの口コミといいますか、そういうところが非常に効果的でありますので、その辺を一生懸命お願いしてるんですけど、水着になってプールに入ると、当然ですけど、そのことにですね抵抗がおありの方っていうのがどうしてもあるということです。まあ1回見学なり来ていただくと、これなら大丈夫だなというふうに理解をしていただけるようですので、見学も含めてですね、申し込みの前に、ちょっと一緒に来ていただいてという、そういうことも含めてしております。その辺の理解を頂く中でだんだんと参加者が増えてくれば、またそれに見合った回数を設定していきたいというふうに思っておるところです。以上でございます。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 了解いたしました。2問目に移ります。教育改革関連三法案の成立でどう変わるか、教育委員長にお尋ねいたします。

昨年12月成立の改正教育基本法を踏まえて、今年6月に教育改革関連三法案が成立いたしました。要旨は、学校教育法改正では、義務教育の目標として「わが国と郷土を愛する態度」「自律の精神、規範意識、公共の精神などに基づき、主体的に社会の形成に参画する態度」などを養うことを明記しております。組織運営強化のために小、中学校などに「副校長」「主幹教師」「指導教諭」を置くことができる。教育水準向上のために学校は、教育活動などについて学校運営などの評価を行い、改善を図る。

地方教育行政法改正では、教育委員会の法令違反や怠りにより、緊急に生徒らの生命を保護する必要がある場合、教育委員会に対する文部科学省の是正支持権を新たに規定。生徒らの教育を受ける権利が侵害されていることが明らかな場合に、文部科学省が教育委員会に地方自治法で定める是正要求を行なう。都道府県知事は、私立学校に関する事務について教委に助言、援助を求めることができる。

教員免許法改正では、終身制の現在の教員免許を2009年4月1日から有効期間10年の更新制にする。更新時に30時間以上の講習が必要、講習を終了しないと免許が執行などでございます。

大山町の教育にどのような変化をもたらすのか、質します。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） ただいまの岡田議員のご質問にお答えします。「教育改革関連三法案の成立でどう変わるか」についてでございます。

ただいま議員からございましたもの重複するものがあると思えますけれど、お答えいたします。昨年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿が明らかにされました。

また、今年1月の教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」において、教育再生のための緊急対応として、「学校教育法の改正」をはじめとする教育3法の改正が提言されました。

中央教育審議会におきまして、教育再生会議の第一次報告を参考にしつつ、3月に答申「教育基本法の改正を受けて、緊急にこれを必要とされる教育制度の改正について」が取りまとめられました。これらを踏まえ、教育三法案が国会に提出され、6月20日に可決・成立をみたところであります。

学校教育法の改正におきましては、先ほどありましたように副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職を置くことができることになりました。設置の趣旨は、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう学校の組織運営体制や指導体制の充実を図ることです。ただ、これは「できる規定」でありまして、

県費負担教職員の任命権者である県教育委員会から具体的な方針が示されておらず、実際の設置がどうなるか、現時点では未定であります。副校長の資格、主幹教諭を置く学校における主任の取扱い、職に応じた処遇のことなど不明確な部分もありますので、今後の推移を見守りたいと思います。

また、学校評価と情報提供に関する規定ですが、現在でも町内全ての学校において教職員による自己評価は実施しております。学校評価には教職員による自己評価のほかに、教職員以外の学校関係者による外部評価があります。この外部評価が明確に位置づけられていなかったことや、評価結果が公表、又は報告が十分なされていなかったことがあります。今後、学校評価の内容や方法、体制などを検討し、評価結果に基づいた学校運営の改善を図っていきたいと考えております。

もう一つの、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてですが、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方等についての規定が整備されました。

具体的に申しますと、教育委員会が事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出すること、指導主事の設置に努めること、教育委員の数の弾力化、教育委員への保護者の選任の義務化などが規定されました。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正においては、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図り、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることをめざして、教員免許更新制が導入されました。

いずれにしましても、この度の教育三法改正は、教育内容に関わる部分の改正ではなくて、学校の組織力の向上、教育委員会の責任の明確化と体制の強化、教員に対する国民の信頼を確立する仕組みの構築等を主なねらいとしていますので、大山町の学校、教育行政が、これまで以上に保護者や地域の方々から信頼され、安心して大山町の将来を担う子どもを預け得る体制を作らなければならない、という決意を新たにしているところであります。以上であります。

**○議員（14番 岡田 聰君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 岡田 聰君。

**○議員（14番 岡田 聰君）** 今度の改正で副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職を置くことができることになりましたが、この点についても伺いたかったんですが、先ほどこの点について、現在の教頭、教務主任、学年主任とかそういう職との違いといいますか、今後のやり方がちょっと伺いたかったんですが、県教育委員会の具体的な方針待ちのようですので、この点は質問から省きます。

2つほど追加質問をいたします。将来の日本を担っていく大切な人を育てていく、根幹の教育方針であり、とても重要な法案であると考えます。教員の免許更新制度につ

いてですが、10年ごとに教員免許を更新する。更新時に30時間以上の講習を受けねばならないということでございます。一方、知識、技能その他を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないと免許管理者が認めた者には、そのままで有効期間の更新及び延長を行うというようなことも書いてございますが、この点についての知識、技能、その他を勘案して教員の資格といたしますか、能力といたしますか、そこらを判定するのは誰が評価して、どういう形でなされるのか、非常に教員は多忙だと思います。免許更新制度は大きな負担になりはしないか、その点も伺いたいと思います。

それから2点目ですが、新聞等によりますとさまざまなデータから日本の子どもたちの学力が低下しているというようなことが出ておりますが、この現状への対策は、今回の教育関連三法案では、学校運営等の改正が主体で盛られてないんですが、その点についてはどうお考えですか。

**○議長（鹿島 功君）** 教育委員長。

**○教育委員長（小原康正君）** 追加質問につきましては教育長が答えます。よろしくお願いたします。

**○議長（鹿島 功君）** 教育長。

**○教育長（山田 晋君）** 岡田議員さんの再質問にお答えします。まず1点目、教職員の免許更新、誰がどういう方法で行うかということでございますが、教職員の資質向上については、研修という形で現在取り組んでおるわけですが、今回はそういう研修ということできずに、資格そのものが時代の中で対応できるのかという辺りから資格審査であります。

従って、どこがするかというと、基本的には教員の資格を与えた場所、大学が中心であります。大学で新たに加わる事項等について教育を受けて、それをもって資格審査といたします。それについての罷免等については任命権者でありますから鳥取県の教育委員会ということになります。

2つ目のご質問、学力低下等についてどうかという辺りですが、今回の教育基本法を改訂した主な背景っていうのはその辺にあらうかと思えます。国の方としてはですね、基本法を制定したら基本計画を立てるっていうことで、今、中央教育審議会ですそれを審議され、3月までに基本計画が立てられます。当然それには、財政の裏づけがありますから、教職員の配置についてもその辺、期待しとるわけですが、教職員の資質向上という辺りにも、そのポイントがあるという具合に理解しております。大山町については、そういう辺り国がこれから施策として出してくるわけですが、大山町の教育研究所で教職員の指導力向上とこういったようなものも今含めて対応させてもらっておるところであります。

それからもう一つ、学校のあり方という辺で、学習指導要領が改正になって学習内容を少し膨らますという、濃淡をつけて膨らませながら学習、授業を充実させていく

と、そういう辺りで学力向上に結び付けていきたいという具合に考えておるところであります。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 教育委員委員会の法令違反や怠りにより緊急に生徒らの生命を保護する必要がある生じた場合、教育委員会に対する文部科学省の是正指示権を新たに規定されておりますが、具体的にどのようなケースが想定されますか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原康正君） 追加質問につきましては、教育長が答えます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議長。再質問にお答えいたします。文部科学省が直に県教委、地教委を指導する場合、具体的にどのようなケースかということですが、めったにこういう事案はないと思っておりますが、卑近な例で言えば、いじめの事案であります。それぞれいじめが発生した場合には、学校長が対応し、地教委がそれを掌握して指導を行い、さらに県教委でそれを所轄しながら監督しておる。ここで止まっているわけですが、特にいじめの回数についてはですね、いろんな基準でカウントしとるわけですが、その辺が県教委と文部科学省と違う。文部科学省は、特に被害者の声を聞きながらそういう辺りを掌握して、文部科学省の数値と県教委の数値が著しく違うとか、実態に非常にかげ離れたものがあるとそういう場合、文部科学省は従来そういうものを特に地教委などには直接指導できなかつたんですが、そういう場合はですね、文部科学省が必要と認めた時には、直接そういう該当の教育委員会を呼び出して実態を聞いたり、中には指導していくとすることができるようにしたもので、極めて悪質とか希なケースの措置が法的に整備されたんかなと思っておるところです。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 最後ですが。

○議員（14番 岡田 聰君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会いたします。次回は12月20日の木曜日に会議を開きます。開会時間は午前9時30分といたします。本日はご苦労さんでした。

---

午前11時37分 散会